

総合計画と総合戦略の期間連動について

【1】国の状況

(動向)

- ◆第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定中である。

※6月に基本方針2019を決定、12月に第2期総合戦略を策定予定である。

(地方版総合戦略に対する考え方)

- ◆まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、市町村の地方版総合戦略は、国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、定めるように努めなければならない。
- ◆切れ目のない取組を進めることを必要としており、地方公共団体の実情に応じた計画期間の設定もやむを得ない。

※地方版総合戦略の策定が、地方創生推進交付金等の対象要件である。

【2】富良野市の状況

- ◆第5次富良野市総合計画は、令和2年度を終期としている。
- ◆富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国や北海道と同じ令和元年度を終期としている。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総合計画 (基本構想)	10年間									
総合計画 (基本計画)	前期：5年間					後期：5年間				
まち・ひと・しごと 総合戦略					5年間					

【3】富良野市の方向性

- ◆現行の富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第5次富良野市総合計画の一部として策定しており、密接な関係性があるため、令和3年度に開始する第6次富良野市総合計画との整合性を図る必要がある。
- ◆国の第2期総合戦略の計画期間と合わせて、本市の次期総合戦略を策定することが望ましいが、本市の最上位計画である第6次富良野市総合計画における方向性と合致した次期総合戦略の策定を考慮した場合、令和3年度を開始することが良いと考えられる。
- ◆そのため、令和2年度については、次期総合戦略は国が計画期間に切れ目のないように求めていることから、現行総合戦略の時点修正（数値目標・KPIの再設定）による1年の延長で対応していきたいと考えている。

総合計画と総合戦略の期間連動について

	第5次 富良野市総合計画 【基本構想：10ヵ年】	富良野市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第6次 富良野市総合計画 【基本構想：10ヵ年】
平成23年度	前期基本計画 (5ヶ年)		
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度	後期基本計画 (5ヶ年)	第1期総合戦略 (5ヶ年)	
平成29年度			
平成30年度			
(平成31年度) 令和元年度			策定作業
令和2年度			第1期総合戦略の1年延長
令和3年度～		第2期総合戦略	前期基本計画

新たに5年間の総合戦略を策定するのではなく、時点修正による1年の延長で対応し、新たな総合計画期間との連動を図る。



